



中小企業の皆様の円滑な資金繰りと 個人のお客様の住宅資金等を積極的に支援しています。

金融円滑化への取り組み

2009年12月4日に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」は、2013年3月末をもって、期限が到来いたしました。

当金庫では、当法律の期限到来後においても、次のとおり「地域金融円滑化のための基本方針」を定め、これまで同様、お客様の立場に立って親身に取り組んでまいります。

地域金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業及び個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業及び個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申し込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- (1) 取引先である中小企業の経営・財務状況等の実態をきめ細かく把握し、必要な経営支援を行うための継続的な企業訪問の実施
- (2) お客様の事業価値を見極める能力（目利き能力）を向上させるための継続的な研修の実施
- (3) 貸付条件の変更等のお申し込みがあった場合の本部と営業店の連携を密にすることによる迅速かつ的確な対応の実施

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借り入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

ご相談窓口

お客様からの貸付条件の変更等に関する苦情相談については、次の相談窓口をご利用ください。

遠軽信用金庫 お客様相談センター 電話番号：0120-97-2141

貸し付けの条件変更等の実施状況（対象期間：2009年12月4日～2023年3月31日）

●金融円滑化法施行後から2013年3月末（金融円滑化法期限）までに申し込みを受けた貸付債権

【債務者が中小企業者である場合】			【債務者が住宅資金借入者である場合】		
	件数	金額	件数	金額	
貸し付けの条件の変更等の申し込みを受けた貸付債権	519	9,940	貸し付けの条件の変更等の申し込みを受けた貸付債権	85	596
うち、実行に係る貸付債権	453	8,615	うち、実行に係る貸付債権	72	486
うち、謝絶に係る貸付債権	27	456	うち、謝絶に係る貸付債権	8	78
うち、審査中の貸付債権	—	—	うち、審査中の貸付債権	—	—
うち、取り下げに係る貸付債権	39	868	うち、取り下げに係る貸付債権	5	31

●金融円滑化法施行後から2023年3月末までに申し込みを受けた貸付債権

【債務者が中小企業者である場合】			【債務者が住宅資金借入者である場合】		
	件数	金額	件数	金額	
貸し付けの条件の変更等の申し込みを受けた貸付債権	1,446	28,136	貸し付けの条件の変更等の申し込みを受けた貸付債権	137	1,011
うち、実行に係る貸付債権	1,332	24,202	うち、実行に係る貸付債権	122	886
うち、謝絶に係る貸付債権	47	2,179	うち、謝絶に係る貸付債権	8	78
うち、審査中の貸付債権	1	40	うち、審査中の貸付債権	—	—
うち、取り下げに係る貸付債権	66	1,715	うち、取り下げに係る貸付債権	7	46

